



栃木県公報

令和6(2024)年
3月8日(金)
号 外
第 11 号

目 次

警 察 本 部

○栃木県警察職員任用規程の一部改正..... 1

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第1号

栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月8日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県警察職員任用規程の一部を改正する訓令

栃木県警察職員任用規程（昭和43年栃木県警察本部訓令第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第13条関係） 昇任試験受験資格基準					別表第2（第13条関係） 昇任試験受験資格基準				
種 類	区 分	勤 務 経 験 等	術 科 技 能 等	欠 格	種 類	区 分	勤 務 経 験 等	術 科 技 能 等	欠 格
警部昇 任試験	略	略	略	1 略 2 昇任試験 の実施日 において休職 中 _____ _____ 自己 啓発等休業 中又は配偶 者同行休業 中の者	警部昇 任試験	略	略	略	1 略 2 昇任試験 の実施日 において休職 中、 <u>育児休 業中</u> 、自己 啓発等休業 中又は配偶 者同行休業 中の者
略					略				

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。